

横浜労災病院の再整備について

独立行政法人労働者健康安全機構（以下、「機構」という。）において、横浜労災病院（以下、「労災病院」という。）の再整備計画が進行しています。本市は、今後も労災病院を地域中核病院として位置づけ、政策的医療の基幹的な役割を要請することから、年度内に機構と再整備に関する基本協定を締結し、支援します。

1 横浜労災病院について

- 本市では、市立3病院及び横浜市立大学2病院に加え、市内6方面の基幹的な役割を担う地域中核病院の整備を進めてきました。
- 労災病院は、機構が整備し運営する方式で、平成3年に新横浜で開院しました。
- 開院から現在に至るまで、本市との協定に基づき、市北東部地域の高度急性期・急性期医療の中心的役割を担うほか、救急や災害時医療等の政策的医療を担っています。

【参考1】地域中核病院等の位置と開設年度



開設年度	病院名
1983	済生会横浜市南部病院
1987	聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院
1991	横浜労災病院
2001	昭和大学横浜市北部病院
2007	済生会横浜市東部病院
2010	国立病院機構 横浜医療センター

2 再整備について

- 開院から33年が経過し、病院施設・設備全体の老朽化が進んでおり、今後も市北東部地域の政策的医療の基幹的な役割を担い続けるためには、再整備が必要となっています。
- 再整備にあたっては、「地域中核病院の病院機能に関するガイドライン」に基づき、がん、救急、小児、周産期、災害等の政策的医療を中心に担うことを要請します。
- 今年度、機構が「新病院事業基本構想」を策定したことを踏まえ、現地での建て替えによる再整備を行うこととし、本市と機構で年度内に再整備に関する基本協定を締結し、支援します。
- 開院時期（基本構想では令和12年度）については、地域中核病院の再整備にかかる本市負担の平準化などを見据え、機構と協議します。

【参考2】再整備の想定スケジュール



【参考3】再整備に対する支援措置

- ・用地については、引き続き無償で貸与
- ・設計・工事監理費の1/2、建設費の1/10を支援

	支援内容
用地	無償貸与
設計・工事監理費	1/2
建設費	1/10

3 新病院事業基本構想について

(1) 建設予定地

- 現病院敷地内での建て替えとし、現駐車場（緑枠部分）に新病院を建設します。



©横浜市財政局 地図情報システムデータ

(2) 基本情報

項目	新病院	【参考】現病院
診療科目	37科	37科
外来患者数	1,346人～ 1,580人/日※	1,634人/日 (2021年度)
病床数	650床	650床

※地域の医療機関との連携強化による機能分化が進むことで、外来患者数が減少する見込み

【参考4】主要実績（2022年度）

項目	年間件数
救急車受入台数	8,966台（市内2位）
救急車以外の救急受入件数	14,053件（市内1位）
小児救急受入件数	5,839件（市内1位）
周産期救急受入件数	129件（周産期救急連携病院1位）

(3) 新病院の主な機能

- 救命救急センターとして救急部門の機能拡充を行い、救急車の受入体制を強化します。（年間10,000件以上）
- 子育て世帯の多い市北東部地域において小児救急拠点病院、産科拠点病院など本市の政策的医療を展開します。
- 地域がん診療連携の機能強化、治療と仕事の両立を支援します。

【参考5】新病院事業基本構想（抜粋）

救急医療体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○365日24時間体制のER方式 ○救急病棟16床、救急ICU4床 ○HCU病床（高度治療室）の設置（0→12） ○ドクターカーの設置
周産期医療の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○NICU（新生児集中治療室）の増床（9→12） ○OGU（新生児回復室）12床
災害対応の強化	○基幹災害拠点病院※の指定を目指す
地域がん診療連携の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○手術室（12→16）、外来化学療法室（21→27）の拡充 ○緩和ケア等の機能の検討 ○「がん支援センター」の設置

※県下全域の災害拠点病院の機能を強化するための訓練・研修機能を有する病院

4 基本協定書の概要について

- 機構と締結する基本協定書の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 目的	主として横浜市の北東部地域における地域医療の向上を図るため、互いに協力し、病院の再整備を行う。
(2) 病床数	再整備後の病院の病床数は、現病院と同程度とする。ただし、医療需給の動向等を踏まえ、見直すことができるものとする。
(3) 設置場所	病院の設置場所は、横浜市港北区小机町3211とする。
(4) 用地の提供	病院の建設に必要な用地の提供は、本市の負担において行い、機構に無償貸付けをする。
(5) 開院の時期	開院の時期については、別途協議して定める。
(6) 事業費の負担	病院の建設に係る費用の一部について補助することができる。補助の方法については、別途協議して定める。
(7) 医療水準等	病院の診療科目、救急医療、高度医療及び専門診療機能等の医療水準について、内容の充実を図り、かつ質の高い医療サービスの提供に努める。